

○国土交通省告示第四百三二号  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十六条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十六条 条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面 積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣 が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の申請に係る	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十六 条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面 積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣 が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の申請に係る
---	--

特定建築物（特別特定建築物（令第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。以下同じ。）を除く。）にあっては多数の者が利用するもの（当該申請に係る特別特定建築物にあっては不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）、法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物にあっては協定建築物特定施設であるものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

## 一 (略)

## 二 階段

(略)	階段の用途	階段の部分	
		段がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(略)	(略)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの若しくは劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場若しくは公会堂（次号及び第六号において「劇場等」という。）における客用のもの	2,03H 一・六八

(略)	階段の用途	階段の部分	
		段がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(略)	(略)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	2,03H 一・六八

(略)	(略)	傾斜路の部分	
		傾斜がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(略)	(略)	中学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの若しくは劇場等における客用のもの	11.20H 一・六八
六・四・五 (略) 劇場等の客席（車椅子使用者用客席であるものに限る。) ○・五〇(単位 平方メートル)	(略)		

(新設)	(略)	傾斜路の部分	
		傾斜がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(略)	(略)	中学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H 一・六八
四・五 (略)			

附則  
この告示は、令和四年十月一日から施行する。